

青梅市公共交通基本計画

平成
25年3月

平成25年3月

青 梅 市

青 梅 市

はじめに

青梅市の公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少をはじめ、自家用車等の普及などの社会経済情勢の変化により、利用者の減少や不採算路線からの撤退など、非常に厳しい状況にある。そのために、公共交通空白地域の存在やサービス水準の低下、市内を運行する路線バスの大半は赤字運行であることから持続性への危惧、路線維持のための市の財政負担も増大傾向にあるなど、バス交通を取り巻く課題が山積している。

このような中、平成 19 年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年五月二十五日法律第五十九号)が制定され、地域公共交通の活性化及び再生を総合的に推進するための取り組み支援がなされている。また、青梅市総合長期計画においても、公共交通に関する基本方針として、公共交通サービスの確保維持や充実促進が位置づけられている。

このため、本市においては、平成 23 年 8 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第1項に基づき青梅市公共交通協議会を組織して、約2か年にわたり特にバス交通を取り巻く課題の改善に向けて検討を行い、本市の持続可能な公共交通体系の構築に向けて青梅市公共交通基本計画を策定するものである。

今後は、本基本計画に基づき、本市の公共交通に関わる様々な関係者が目標や理念を共有し、それぞれの責任と役割分担のもと連携・協働しながら、本計画に掲げた施策の実施に向けて着実な推進に努めていく。

目 次

1. 計画の目的と検討状況	1
1-1 計画の目的	1
1-2 検討内容	2
2. 青梅市の現状把握	3
3. 市民の意向調査	5
4. 公共交通の利用実態調査	8
5. 公共交通の課題	9
5-1 市民意識から見た課題	9
5-2 市民生活から見た課題	12
5-3 持続可能な公共交通から見た課題	18
5-4 まちづくりから見た課題	21
6. 公共交通基本計画の基本方針	23
6-1 青梅市における公共交通のあり方	23
6-2 公共交通基本計画の基本方針	30
7. 公共交通改善施策	31
A-1 バス利用案内の作成	31
A-2 モビリティ・マネジメント	33
A-3 乗継施策	36
B-1 市街地部の公共交通空白地域の解消	43
B-2 多様な主体による新たな交通に対する支援策	51
C-1 路線バスの新たな公的支援制度	58
D-1 利用状況や路線形態からみた既存路線の見直し	66
8. 公共交通改善施策の評価	76
参考資料1 青梅市の現状把握	77
参考資料2 市民の意向調査	123
参考資料3 公共交通の利用実態調査	159
参考資料4 青梅市公共交通協議会の検討状況	174
参考資料5 パブリックコメント実施概要	175
参考資料6 青梅市公共交通協議会規約等	177